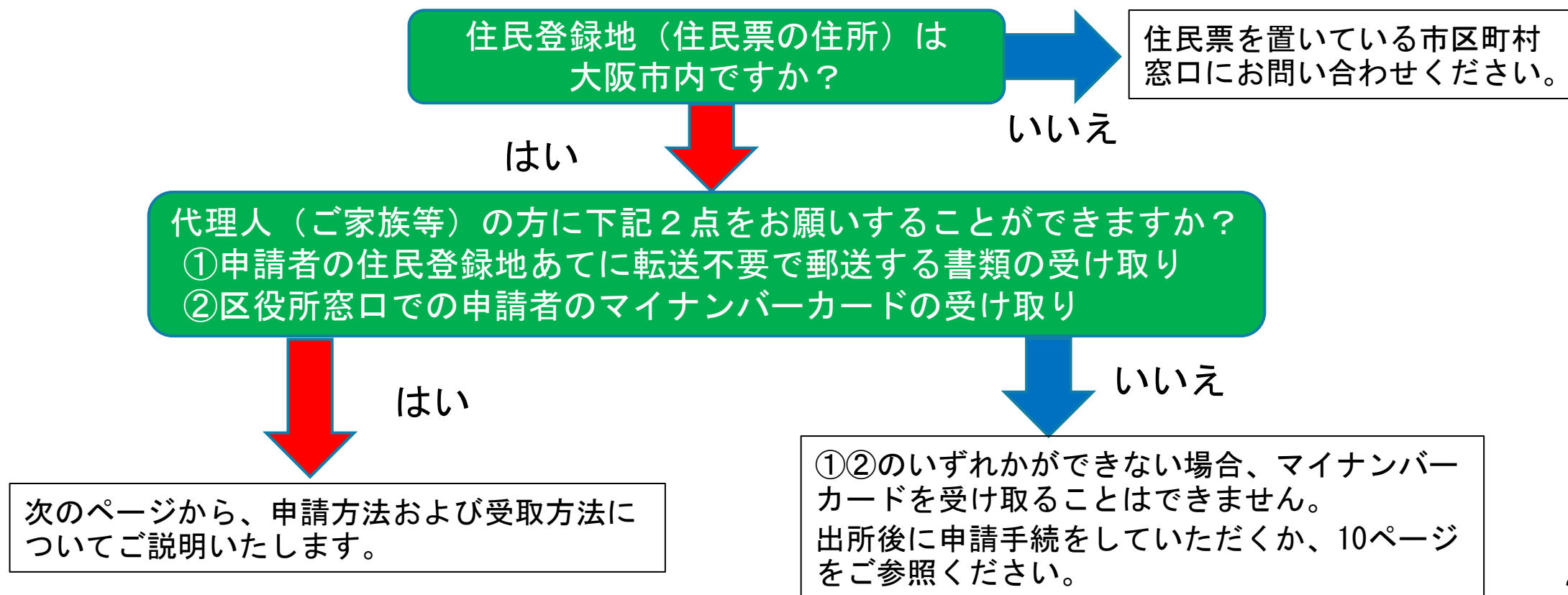


刑事施設に収容されている方の マイナンバーカード申請・受取方法のご案内

はじめに

マイナンバーカードの受け取りには、本人が区役所窓口に来庁し、厳格な本人確認を行う必要があります。刑事施設に収容されている方の場合、ご自身が来庁してマイナンバーカードを受け取ることができないため、代理人の方に手続きを行っていただくことになります。

なお、実際に手続きを行っていただく際は、代理人から申請者本人の住所区の区役所窓口へご相談ください。



第 1 マイナンバーカードの申請方法について

マイナンバーカードの申請方法

申請方法について

マイナンバーカードは、「個人番号カード交付申請書」（以下「交付申請書」と言います。）を地方公共団体情報システム機構宛て郵送することで、申請いただけます。

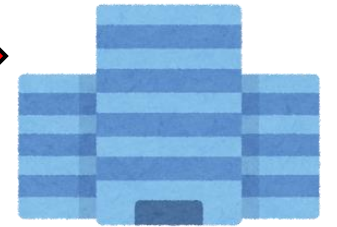


申請者

郵 送

申請書は、専用封筒を使用していただくことで、切手無しで郵送していただくことができます。

地方公共団体情報システム機構「マイナンバーカード総合サイト」
<https://www.kojinbango-card.go.jp/download/>



地方公共団体
情報システム機構

交付申請書入手方法・申請方法

①申請書ID入り交付申請書を用いる場合

②手書用交付申請書を用いる場合

①申請書ID入り交付申請書を用いる場合

申請書ID入り交付申請書について

- 住民登録のある区の区役所窓口が発行する交付申請書であり、申請書右上にIDが入っているものです。
- 申請書ID入り交付申請書は、代理人の方が、申請者が住民登録している区の区役所窓口に来庁していただくことで、発行を受けることができます。その際、次の3点が必要となります。

- ① 本人の本人確認書類
- ② 代理人の本人確認書類
- ③ 委任状

画像：申請書ID入り交付申請書（枠内が申請書ID）
地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト
「申請書IDについて」より

https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_application_id1/

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行／更新申請書

申請書ID
1234 5678 9012 3456 7890 123

氏名
花子

住所
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号

生年月日
令和 2年 6月 1日

性別
女

電話番号
〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇

点字
ばんごう はなこ

外国人住民の区分
—

在留期間等満了日の有無
—

在留期間等満了日
—

以上の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名（自署）

印

発行を希望しない電子証明書がある場合、☐を黒く塗りつぶしてください。

☐ 署名用電子証明書 不要

☐ 利用者証明用電子証明書 不要

※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

15歳未満の方、成年被後見人の方が個人番号カードの交付及び電子証明書の発行の申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係をご記入ください。

代理人氏名（自署）

印

本人との関係

代理人住所

（電話番号）

※申請内容に不備がある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

【注意事項】
※印のついた項目について、個人番号カード及び電子証明書は、住民票に記載の情報で発行されます。

工場管理用

事務処理記録用

オンライン申請用QRコード

202004241 110000 0000002 00000013 3/3

②手書用交付申請書を用いる場合

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書 【手書用】

地方公共団体情報システム機構 宛 (長 宛)					
個人番号※1					
氏名※2	顔写真貼付欄 サイズ (縦 4.5cm×横 3.5cm) ・最近 6 ヶ月以内に撮影 ・正面、無帽、無背景のもの ・裏面に、氏名、生年月日 を記入してください。				
住所※2					
生年月日※2				性別※2	男・女
旧氏又は通称 ※2-3					
電話番号※4	外国人住民の 区分				
点字※5	点字表記を希望する (最大 24 文字まで、濁点等は 1 文字) ☐	在留期間等 満了日の有無			
		在留期間等 満了日			

※1 記載された個人番号に誤りがあると、個人番号カード及び電子証明書を正しく発行できませんので、誤りのないよう十分にご確認ください。
※2 氏名、住所、生年月日、性別については、住民票に記載の情報が個人番号カードと電子証明書に記載されます。
※3 あらかじめ住民票への旧氏又は通称の記載手続を行っている方は、個人番号カードと電子証明書に旧氏又は通称が記載されます。
※4 申請内容に不備がある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡のつく電話番号を記入してください。
※5 氏名の点字表記をご希望の場合、☐を黒く塗りつぶしてください。住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報として登録されている
ふりがな (最大 24 文字まで、濁点等は 1 文字) が点字で表記されます。

以上の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名

【ご注意】を必ずご確認ください、電子証明書の発行を受けないこととする場合は、☐を黒く塗りつぶしてください。

☐ 署名用電子証明書※
☐ 利用者証明用電子証明書

※15 歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

暗証番号を設定しないこと (顔認証マイナンバーカード) を希望する方は、市区町村窓口への来庁時に申し出てください。
15 歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。

代理人 記載欄	ふりがな		本人との 関係
	代理人 氏名		
	代理人 住所	〒 - (電話番号:)	

※ 申請内容に不備のある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

事務処理記載欄

手書用交付申請書とは

- 申請書IDが入っていない交付申請書であり、申請書ID入り交付申請書とは異なり、マイナンバーカード総合サイトから簡単に取得することができます
- この申請書で申請を行う際は、申請書に申請者のマイナンバー（個人番号）を記入していただく必要がございます。
- ご自身のマイナンバーを知る方法は、次の 2 つです。
 - ① 通知カードまたは個人番号通知書で確認する方法
 - ② マイナンバー入りの住民票の写しを取得して確認する方法

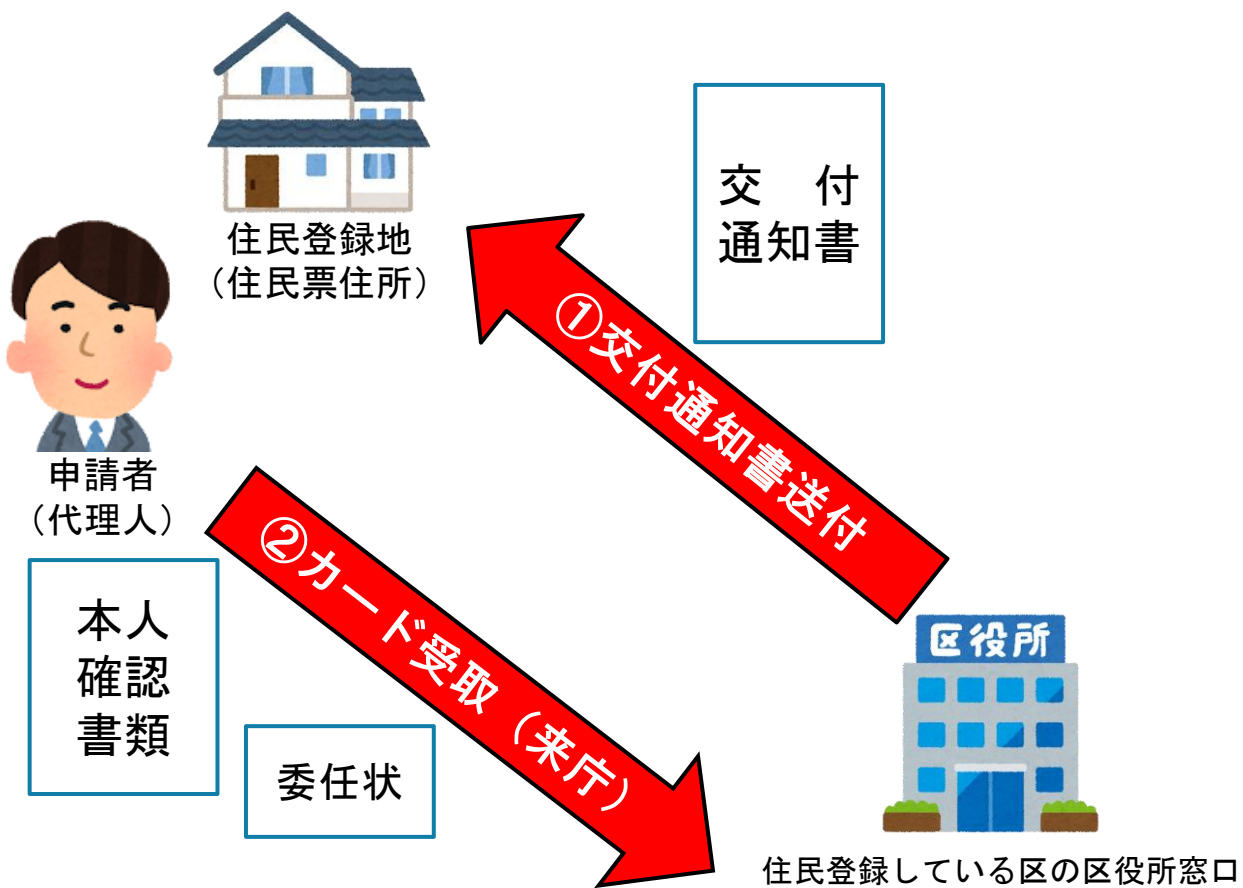
画像：手書用交付申請書

地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト「交付申請書等ダウンロード」より

<https://www.kojinbango-card.go.jp/hpsv/wpmng/assets/pdf/download/tegaki-kofu-shinseisho.pdf>

第2 マイナンバーカードの受取方法について

マイナンバーカードの受取方法



【注意】

紛失等、本人の責によるマイナンバーカード再発行には手数料1,000円
(カード再発行800円、電子証明書再発行200円)が必要です。

- マイナンバーカードが完成すると、住民登録している区の区役所窓口から住民登録地あてに「交付通知書」を送付いたします。交付通知書は、原則として住民登録地以外への送付ができないため、刑事施設収容中の場合、住民登録地に住んでいるご家族等に受け取っていただく必要があります。
- 刑事施設収容中の場合、申請者本人が区役所窓口に来庁しマイナンバーカードを受け取ることができないため、代理人の方が来庁し受け取っていただくことになります。
- 代理人によるマイナンバーカード受け取りに際しては、申請者本人および代理人の本人確認書類ならびに委任状が必要となります(18ページ参照)。

第3 その他

本人や代理人による手続が困難である場合



申請者

①転出届



住民登録している区の
区役所窓口

②転入届



施設所在地の
市区町村窓口

施設所在地に住民登録をした場合、カードの受取等は施設所在地の市区町村窓口になります。

（受取方法等については、当該市区町村窓口や刑事施設職員にご相談ください）

- 次に掲げる場合により、マイナンバーカードの申請・受取が困難である場合は、住民登録地を收容されている施設に移すことにより、施設職員を代理人として、施設所在地の市区町村窓口でマイナンバーカード申請・交付手続を行うこともできます。

- ① 本人や代理人による申請書発行・マイナンバーカード受取が困難である場合
- ② 交付通知書等、住民登録地に送付する郵便物を受け取ることができない場合
- ③ 長期間住民登録地に居住していないことにより住民票が職権消除されている場合

- その場合、住民登録している区の区役所窓口にて転出届を提出（郵送可：上記③の場合は不要）し、施設所在地の市区町村窓口にて転入届を提出していただく必要がございます。

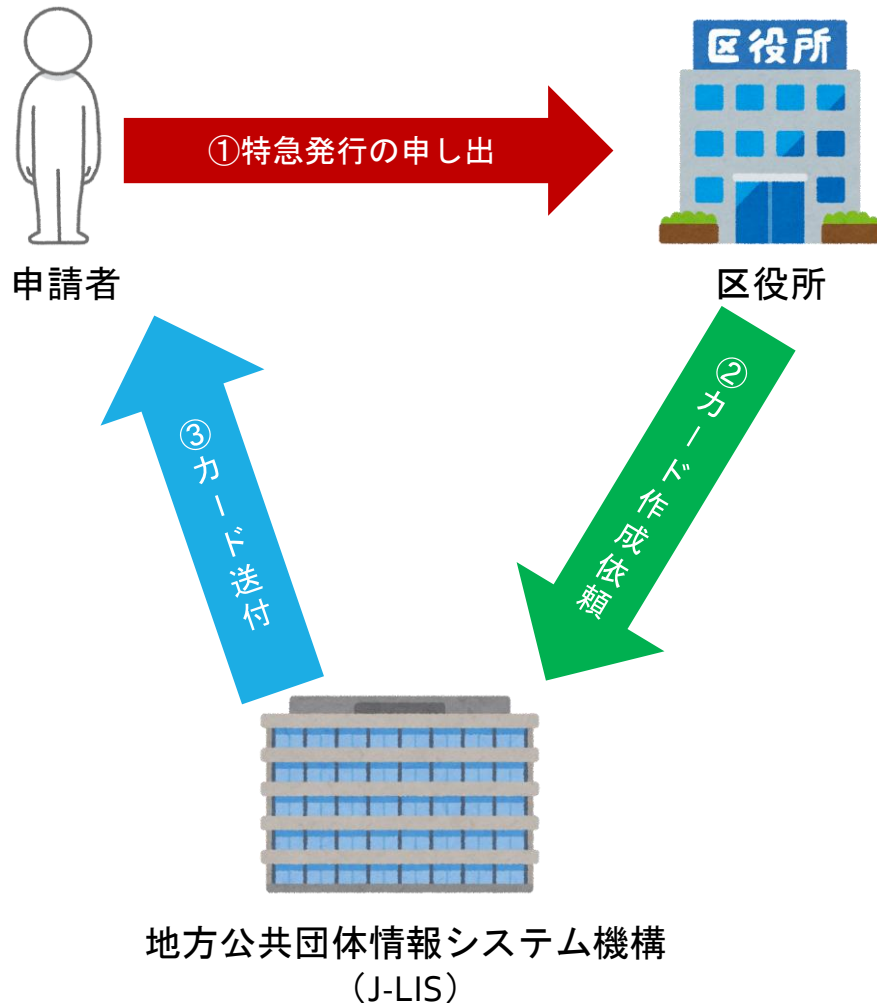
マイナンバーカードの申請・受取に必要な書類の作成について

交付申請書に貼付する顔写真や、受取時にご用意いただく一部の書類（顔写真証明書・在所証明書）の作成については、施設の職員にご相談くださいますようお願いいたします。

第4 マイナンバーカード特急発行について

マイナンバーカード特急発行とは

令和6年12月2日より、刑事施設に収容されていた方等を対象に、申請から1週間程度でマイナンバーカードを交付する「マイナンバーカード特急発行」が始まりました。



(1)条件 ※下記2点を全て満たす必要があります。

- ① 刑事施設の収容されていたこと（既に出所していること）
- ② マイナンバーカード交付に必要な本人確認書類が揃った日から30日以内に特急発行の申請を行うこと

(2)お手続き

住民登録している区の区役所窓口に来庁し、「特急発行によるマイナンバーカード申請」を申し出てください。その場で申請手続や顔写真撮影を行います。

※マイナンバーカード特急発行の場合、代理人による申請はできません。

(3)必要なもの

- ・ 本人確認書類（17ページ参照）
- ・ 手数料（本人の責によりマイナンバーカードを再発行する場合：カード特急再発行1,800円、電子証明書再発行200円）

(4)申請後について

申請受付後、区役所から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）にマイナンバーカード作成依頼をし、マイナンバーカード完成後、J-LISから住民登録地あてに転送不要の簡易書留郵便の速達で送付いたします。

第5 （参考）マイナンバーカード申請・交付手続に必要な本人確認書類等について

【注意事項】

次のページから、大阪市でマイナンバーカード関係の手続を行っていただく場合に必要となる書類についてまとめております。

収容されている施設を住民登録地としたうえで施設所在地の市区町村窓口で手続きを行う場合、次のページに書かれている内容と異なることがあります。詳しくは、施設の職員または施設所在地の市区町村窓口にご確認いただきますようお願いいたします。

大阪市内の区役所窓口でマイナンバーカード 関係手続を行う際に必要な本人確認書類一覧

A書類（下記12点）	B書類 （官公署等が発行した書類であり「氏名＋住所」又は「氏名＋生年月日」の記載があるもの：下記は例示）
• 運転免許証 • 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。） • マイナンバーカード • 住民基本台帳カード（顔写真あり） • 旅券（パスポート） • 身体障害者手帳 • 精神障害者保健福祉手帳 • 療育手帳 • 在留カード • 特別永住者証明書 • 一時庇護許可書 • 仮滞在許可書	• 各種保険の被保険者証 • 資格確認書 • 後期高齢者医療被保険者証 • 医療受給者証 • 各種年金証書 • 児童扶養手当証書 • 母子健康手帳 • 生活保護決定通知書 • 生活保護適用証明書 • 休日・夜間等診療依頼書 • 各種免状 • 顔写真証明書 など

※いずれも有効期限内のものに限ります。

大阪市内の区役所窓口でマイナンバーカード関係手続を行う際に必要な書類の組み合わせ

1 申請書ID入り交付申請書の発行に必要な書類

必要な書類	書類の組み合わせ
本人の本人確認書類	17頁に掲げる本人確認書類 1 点（郵送による請求の場合は、本人確認書類のコピーを送付） ※ 郵送による請求の場合は、パスポートを本人確認書類としてお使いいただけません。 ※ 郵送による請求の場合において各種保険の被保険者証のコピーを送付する場合は、被保険者番号及び記号をマスキング（黒塗り）して送付してください。
代理人の本人確認書類 （代理人による請求の場合）	
代理権を証明する書類 （代理人による請求の場合）	委任状（※）

※委任状には、紙に次の内容を記載していただきますようお願いいたします。

- ・ 委任状を作成した年月日
- ・ 委任者（ご本人）の住所、氏名、電話番号
- ・ 受任者（代理人）の住所、氏名
- ・ 委任する内容（例：「マイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の発行に関する一切の権限」等）

大阪市内の区役所窓口でマイナンバーカード関係手続を行う際に必要な書類の組み合わせ

2 マイナンバーカードを受け取りに必要な書類（本人受取・特急発行申請の場合）

書類の組み合わせ	その他書類一覧
A書類 2 点	• <u>通知カード</u> ➢ マイナンバー制度開始から令和2年5月24日までにマイナンバーが付番された方に送付しています。 ➢ 申請・交付時に回収いたします • <u>個人番号通知書</u> ➢ 令和2年5月25日以降にマイナンバーが付番された方に送付しています。 • <u>交付通知書</u> ➢ 本人受取の場合のみ • <u>照会回答書</u> ➢ 住民登録している区の区役所窓口に依頼していただくことで、住民登録地あてに転送不要郵便で送付いたします。
A書類 1 点 + B書類 1 点	
A書類 1 点 + その他書類（右記） 1 点	
B書類 2 点 + その他書類（右記） 1 点	

大阪市内の区役所窓口でマイナンバーカード関係手続きを行う際に必要な書類の組み合わせ

3 マイナンバーカードを受け取りに必要な書類（代理人受取の場合）

必要な書類	書類の組み合わせ
本人の本人確認書類	A書類 2 点 または A書類 1 点+B書類 1 点 または、B書類 3 点 ※代理人受取の場合、いずれか 1 点は顔写真付きであること
代理人の本人確認書類	A書類 2 点 または A書類 1 点+B書類 1 点
代理権を証明する書類	委任状
その他必要書類	・ 交付通知書（交付通知書中の照会回答書に住所・氏名の自署が必要） ・ 本人が来庁できないことを疎明する資料（※1、2） ・ 委任状（交付通知書の委任状欄を用いること）

※1 施設収容中の場合、在所証明書や、※2 記載の顔写真証明書が「本人が来庁できないことを疎明する資料」になります。

※2 収容中施設の長が作成した「顔写真証明書」を「本人の本人確認書類」として用いた場合、その顔写真証明書は、「本人が来庁できないことを疎明する資料」としても用いることができます。顔写真証明書の作成については、施設の職員にご相談していただきますようお願いいたします。

【作成】

大阪市市民局総務部住民情報担当

令和6年3月 初版作成

令和6年12月 第2版作成